

第3期 えにわっこ☆すこやかプラン(案)

《概要版》



令和 7年 2月
恵 庭 市

1. 計画策定にあたって

● 計画策定の背景と目的

平成24(2012)年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、全国の市町村に子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられたことから、恵庭市では、平成27(2015)年に「第1期 えにわっこ☆すこやかプラン」、令和2(2020)年に「第2期 えにわっこ☆すこやかプラン」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的、計画的に推進してきました。

しかしながら、こども・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化している状況を踏まえ、国においては、令和5(2023)年4月に、全てのこどもが将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、「こども基本法」を施行しました。また、同年12月には、こども基本法に基づき、こども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、市町村に対し、「市町村こども計画」を定めることの必要性が示されました。

このような背景の中、恵庭市では、第2期計画期間が令和6年度で終了することから、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とする「第3期 えにわっこ☆すこやかプラン」を策定します。

● 計画の位置づけ

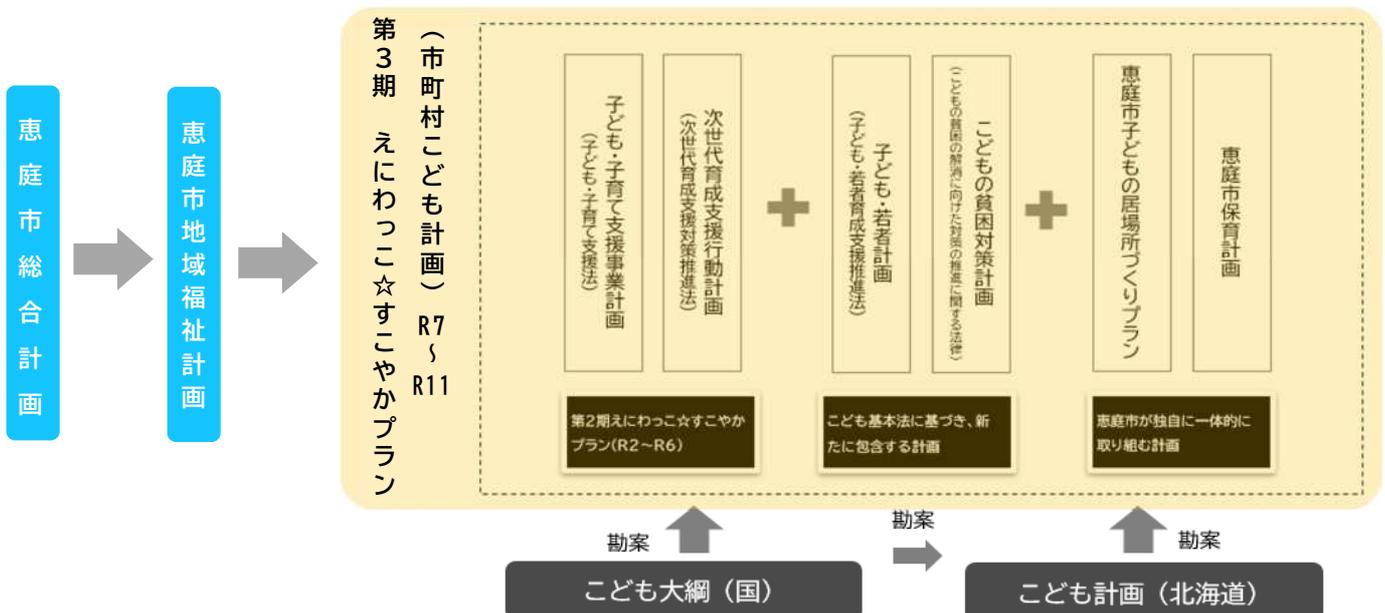
(1) 法的位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として策定するものです。

なお、本計画は「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「こどもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」、「その他必要な計画」を一体的に網羅する計画として策定します。

(2) 恵庭市計画体系における位置づけ

本計画は、最上位計画である「恵庭市総合計画」や、その他の関連計画とも整合を図りながら策定します。また、国のこども大綱や北海道が策定する「北海道こども計画」を勘案した計画とします。



● 計画の期間・対象

本計画は、令和7～11年度の5年間を計画期間するものです。ただし、こども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

また、本計画は、生まれる前から乳幼児期を経て青年期を迎える、概ね18歳までのこどもとその家庭を対象としますが、こども基本法の定義を踏まえ、年齢に関わらず、心身の発達の過程にある者とし、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせて柔軟に対応します。

● 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、市の設置する「恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会」を「子ども・子育て会議」として位置づけ、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

(2) アンケート調査の実施

	実施手法	対象	配布数	回収率
①子ども・子育てに関するアンケート調査	郵送配付・郵送回収 Web 回答併用	<就学前の子ども用アンケート> 0～5 歳児童の保護者	1,718 件	44.2%
		<小学生用アンケート> 小学1～6年生の児童の保護者	1,011 件	48.6%
②子どもの生活実態調査	学校配付・学校回収	小学2年生保護者	547 件	73.1%
		小学5年生	630 件	64.9%
	高校2年生(17歳) 郵送配布・郵送回収	小学5年生保護者	630 件	65.2%
		中学2年生	628 件	66.2%
		中学2年生保護者	628 件	66.6%
		高校2年生(17歳)	694 件	22.2%
高校2年生(17歳)保護者	694 件	27.4%		
③子ども・若者の意識や生活等に関する調査	郵送配付・郵送回収 Web 回答併用	恵庭市在住の15歳～38歳の子ども・若者	1,512 件	20.2%

(3) こども・若者の意見聴取

こども基本法第11条において、こども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者の意見を反映するために必要な措置を講じることとされています。恵庭市においては、以下のとおり、意見聴取を行いました。

- 北海道文教大学 人間科学部 こども発達学科 3年生(ワークショップ)
- 恵庭市立恵み野中学校 3年生(アンケート調査)

(4) パブリックコメントの実施

市民の皆様から計画に対するご意見をいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを令和7(2025)年2月1日より令和7年3月2日まで30日間実施しました。

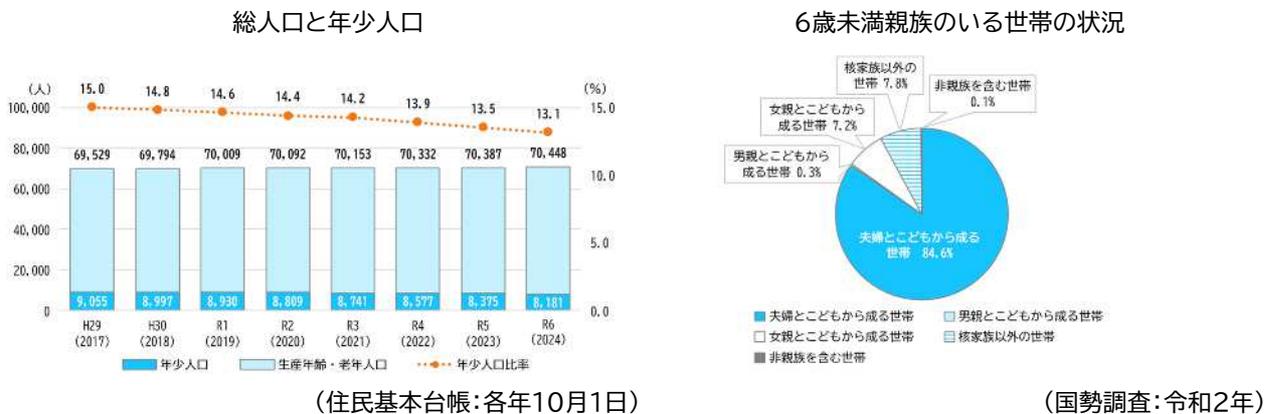
2. 恵庭市のこども・子育てを取り巻く状況

● 人口・世帯

現在、少子高齢化の進行により、全国的に人口減少が続いていますが、恵庭市の総人口は増加傾向にあります。平成29(2017)年に69,529人だった人口は、令和6(2024)年では70,448人となっています。

しかし、平成29(2017)年に9,055人だった年少人口(15歳未満)は、令和6(2024)年には8,181人へと減少し、恵庭市においても少子化が進んでいます。

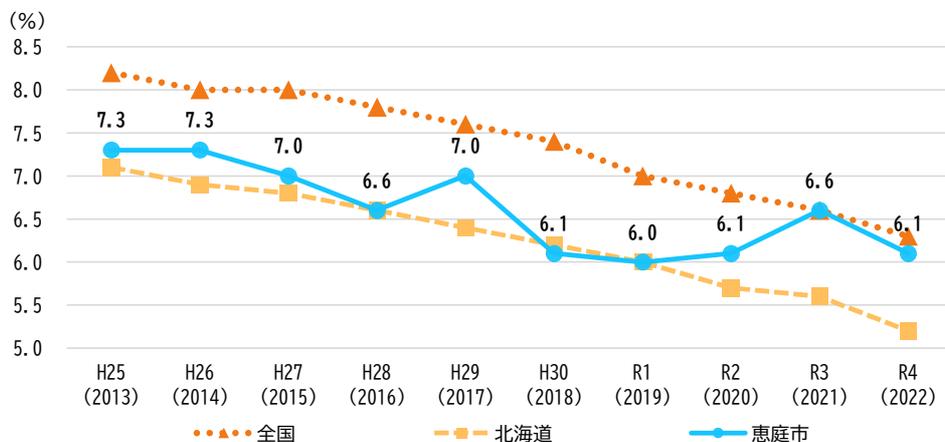
6歳未満親族のいる一般世帯(2,309世帯)の状況を見ると、夫婦と子どもから成る世帯が1,954世帯で84.6%を占めています。



● 出生率

恵庭市の出生率(人口千人あたりの出生数)をみると、平成25(2013)年と平成26(2014)年が7.3とピークとなっていました。その後は減少を続けて、令和元(2019)年には6.0まで下がり、令和4(2022)年には6.1となっています。

出生率は全国水準より低い傾向で推移していましたが、令和3(2021)年は同率の6.6となっています。令和4(2022)年は全国水準より低くなっていますが、北海道水準より高くなっています。



(北海道保健統計年報)

● 就学前こどもの教育・保育施設の利用状況

(1) 就学前こどもの教育・保育施設の利用状況(施設種別)

市内の教育・保育施設の利用状況については、令和3(2021)年から認定こども園(教育)が最も多く、次いで、認定こども園(保育)が多くなっています。また、利用者数は令和2(2020)年の2,296人から令和6(2024)年は2,196人と100人減少しています。



(恵庭市子ども未来部:各年12月1日)

(2) 就学前こどもの教育・保育施設の利用状況(教育認定1号)

就学前こどもの教育・保育施設の利用状況(教育認定1号)については、令和2(2020)年から令和6(2024)年まで3歳が最も多くなっています。また、利用者数は令和2(2020)年の1,342人から令和6(2024)年は1,058人と284人減少しています。



(恵庭市子ども未来部:各年12月1日)

(3) 就学前こどもの教育・保育施設の利用状況(保育認定2号・3号)

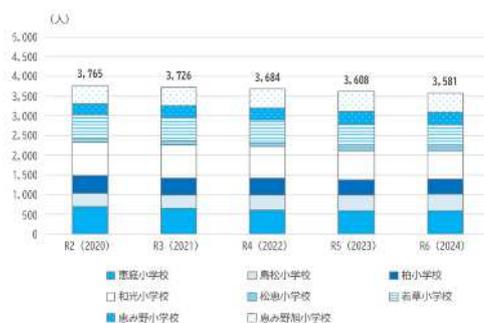
就学前こどもの教育・保育施設の利用状況(保育認定2号・3号)については、令和4(2022)年から令和6(2024)年までは1歳が最も多くなっています。また、利用者数は令和2(2020)年の954人から令和6(2024)年は1,131人と177人増加しています。



(恵庭市子ども未来部:各年12月1日)

● 小・中学校の状況

市内には小学校が8校あり、令和6(2024)年度的全児童数は3,581人となっています。また、市内には中学校が5校あり、令和6(2024)年度的全生徒数は1,893人となっています。



(恵庭市教育委員会:各年5月1日)

3. 計画の基本的な考え方

● 施策の体系(目標別)

基本理念	基本目標	施策目標
か か わ り ・ つ な が り ・ ひ ろ が り を 大 切 に す る ま ち え に わ	1 こどもまんなか社会の実現に向け、こどもの視点に立った育ちへの支援	1)こどもの権利の普及促進と意見の聴取と反映 2)こどもの権利擁護と安心な環境づくり 3)こどもの安心な居場所づくり
	2 ライフステージに応じた、こどもの健やかな成長と子育て家庭への切れ目のない支援	1)妊娠出産から子育ての切れ目のない支援の充実 2)子育て家庭への支援の充実 3)子育てや教育に関する経済的支援 4)乳幼児期の保育・教育の充実
	3 こどもの安心・安全と子育てを支える地域づくり	1)地域でこどもや子育て家庭を支える環境づくり 2)安全で生活しやすい環境づくり
	4 貧困や格差を解消し、全てのこどもの育ちへの支援	1)こどもの貧困解消の取組の推進 2)障がいや発達に配慮や支援の必要があるこどもと医療的ケア児への支援 3)ひとり親家庭への自立支援の推進
	5 こども・若者の学びと自立への支援	1)次世代を担うこども・若者が健全に育つ環境づくり 2)こども・若者の社会的自立に向けた支援

基本目標	施策目標	具体的施策		
1	1)	1 こどもの権利の普及促進 3 人権擁護活動の推進	2 こども・若者の意見聴取と政策反映(◎)	
	2)	1 児童虐待防止に関する啓発活動 3 不登校対策 6 教育相談体制の充実	2 要保護児童ネットワーク協議会による連携体制の強化 4 いじめ防止対策 7 ヤングケアラー支援(◎)	5 非行防止の取組み(学校・警察との連携)
	3)	1 こどもの居場所の整備 4 子どもひろば事業(放課後子ども教室事業) 6 子どもの生活・学習支援事業	2 学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業) 5 松恵子どもクラブ事業 7 児童育成支援拠点事業(◎)	3 長期休みにおける児童の預かり事業(◎)
2	1)	1 こども家庭センターの設置(◎) 4 妊婦健康診査 7 産婦健康診査事業 10 育児教室・育児相談 13 先天性股関節脱臼検診 16 子育て講話(出前講座) 19 乳幼児歯科保健事業	2 妊娠等包括相談支援事業(○) 5 低所得妊婦初産科受診料支援事業 8 産後ケア事業(○) 11 乳幼児健康診査 14 予防接種事業 17 妊産婦・乳幼児の栄養指導 20 フッ化物洗口の実施	3 妊婦教室・両親教室 6 不妊治療費等助成事業 9 乳児家庭全戸訪問事業 12 新生児聴覚検査 15 5歳児相談 18 妊産婦歯科保健事業(○) 21 親の健康診査・がん検診事業(○)
	2)	1 子育て情報発信事業 4 ファミリー・サポート・センター事業(○) 7 子育て支援夜間養護等事業 10 支援対象児童等見守り強化事業 13 地域交流保育事業	2 子育て支援センター事業(地域子育て支援拠点事業) 5 一時的保育事業 8 子育て世帯訪問支援事業 11 親子関係形成支援事業(◎) 14 食育活動の推進	3 地域子育て相談機関の設置(◎) 6 子育て支援短期利用事業(○) 9 養育支援訪問事業 12 外国籍家庭への支援(○) 15 小児救急医療の情報提供
	3)	1 妊婦のための支援給付金の支給(◎) 4 子ども医療費助成事業・養育医療費の給付(○) 7 児童福祉施設入所児童面会旅費の助成	2 児童手当の支給 5 妊産婦健康診査通院支援事業	3 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業 6 入院助産制度
	4)	1 教育・保育施設及び地域型保育事業所の定員の確保(○) 4 こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)(◎) 7 幼稚園型一時預かり事業(1号認定の預かり保育事業) 10 幼児教育・保育施設等の保護者の負担軽減	2 保育の質の向上 5 延長保育事業 8 病児・病後児保育事業(○) 11 幼保連携型認定こども園への移行	3 保育士等確保対策 6 休日保育事業 9 幼・保・小連携推進事業
3	1)	1 えにわ子育て応援事業 4 マタニティマークの普及啓発 7 家庭教育支援事業	2 赤ちゃんほっとステーションの普及啓発 5 男女共同参画社会の普及啓発	3 民生委員・児童委員などによる地域活動 6 地域学校協働活動の推進
	2)	1 子育てバリアフリーの推進 4 交通安全教育の推進	2 公園施設長寿命化計画の推進 5 こどもを犯罪などの被害から守る活動の推進	3 街区公園再整備計画の推進 6 幼年・少年防火クラブの育成指導
4	1)	1 相談支援体制の整備 4 就労支援の取組	2 教育支援の取組 5 経済的支援の取組	3 生活支援の取組
	2)	1 市町村中核子ども発達支援センターによる発達支援事業 4 保育園・認定こども園での特別な支援を要する児童の受入れ 7 医療的ケア児支援体制の整備 10 重度心身障害者医療費助成事業(○)	2 障がい児通所支援・障がい児相談支援 5 学童クラブでの特別な支援を要する児童の受入れ 8 教育施設等巡回看護師派遣事業	3 障がい福祉サービス・地域生活支援事業 6 小・中学校における特別支援教育 9 医療的ケア児レスパイト事業(◎)
	3)	1 母子・父子自立支援員による相談支援 4 児童扶養手当の支給	2 ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣事業 5 遺児手当の支給	3 ひとり親家庭自立支援給付金事業 6 ひとり親家庭等医療費助成事業
5	1)	1 読書環境の充実 4 外部人材活用の推進(外国語指導助手(ALT)の活用) 6 ゲートキーパー養成事業 9 青少年団体・育成団体の支援 12 事業主による「仕事と家庭の両立に取組む活動」の推進	2 ブックスタート・ブックスタートプラス事業 5 競技スポーツ・生涯スポーツの振興及びスポーツ環境整備の推進 7 市民のつどいの開催(市民啓発事業) 10 青少年育成事業への補助事業 13 小・中学校の計画的な維持保全	3 学力向上対策の推進(アシスタントティーチャーの活用) 8 少年の主張中学校大会 11 青少年表彰
	2)	1 こどもの生きる力の育成 4 薬物乱用防止教育の実施 7 合同企業説明会の開催 10 生活困窮者自立支援事業	2 体験型事業の推進 5 健康づくり等に関する学習機会の提供 8 女性デジタル人材育成事業(◎) 11 こども・若者支援ネットワークの整備	3 ジュニアリーダー養成事業 6 ジョブガイド恵庭における労働相談 9 中学生への学習支援事業

4. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

● 将来人口の見通し

0～14歳の年少人口については減少傾向で推移し、令和6(2024)年度の8,276人から令和11(2029)年度の7,649人にまで減少するものと想定されます。

単位：人

	実績					推計				
	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
0～14歳	8,875	8,769	8,637	8,459	8,276	8,121	7,988	7,876	7,773	7,649
15～64歳	41,671	41,578	41,497	41,582	41,636	41,634	41,586	41,465	41,408	41,418
65歳以上	19,354	19,647	19,899	20,028	20,111	20,270	20,456	20,597	20,626	20,552
総人口	69,900	69,994	70,033	70,069	70,023	70,025	70,030	69,938	69,807	69,619

(【実績】住民基本台帳：各年度4月1日、【推計】恵庭市子ども未来部)

● 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとなっています。

恵庭市においては、教育・保育施設の整備・確保にあたって、下記に示すとおり、5つの視点から教育・保育提供区域の設定について検討した結果、より柔軟な対応が可能であることなどの理由により、全市を1提供区域とすることとします。

視点1	利用者にとってわかりやすく合理性のある区域設定であるか
視点2	利用者にとって利便性が高い区域設定であるか
視点3	区域を超えた施設・事業の利用に対して柔軟に対応できる区域設定であるか
視点4	一過性の需要に対して柔軟に対応できる区域設定であるか
視点5	新規事業者が参入しやすい区域設定であるか



●教育・保育の量の見込み

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期(確保方策)」を定めます。

(単位:人)

2025年度 (令和7年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	664	1,007		139	224	247	2,281
		428	579				
確保方策の内容②	1,089	592		139	224	247	2,291
		13	579				
特定教育・保育施設	674	13	579	123	197	220	1,806
地域型保育施設	0	0	0	14	25	24	63
企業主導型保育事業	0	0	0	2	2	3	7
幼稚園型一時預かり事業	415*	0	0	0	0	0	415
差し引き(②-①)	415	△415*	0	0	0	0	10

(単位:人)

2026年度 (令和8年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	640	1,002		144	232	257	2,275
		419	583				
確保方策の内容②	1,051	618		144	232	257	2,302
		35	583				
特定教育・保育施設	667	35	583	128	205	230	1,848
地域型保育施設	0	0	0	14	25	24	63
企業主導型保育事業	0	0	0	2	2	3	7
幼稚園型一時預かり事業	384*	0	0	0	0	0	384
差し引き(②-①)	411	△384*	0	0	0	0	27

(単位:人)

2027年度 (令和9年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの強い子ども	その他	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	629	935		149	240	267	2,220
		347	588				
確保方策の内容②	1,021	647		149	240	267	2,324
		59	588				
特定教育・保育施設	733	59	588	133	213	240	1,966
地域型保育施設	0	0	0	14	25	24	63
企業主導型保育事業	0	0	0	2	2	3	7
幼稚園型一時預かり事業	288*	0	0	0	0	0	288
差し引き(②-①)	392	△288*	0	0	0	0	104

(単位:人)

2028年度 (令和10年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	その他	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	620	919		154	248	277	2,218
		326	593				
確保方策の内容②	986	691		154	248	277	2,356
		98	593				
特定教育・保育施設	758	98	593	136	217	246	2,048
地域型保育施設	0	0	0	16	29	28	73
企業主導型保育事業	0	0	0	2	2	3	7
幼稚園型一時預かり事業	228*	0	0	0	0	0	228
差し引き(②-①)	366	△228*	0	0	0	0	138

(単位:人)

2029年度 (令和11年度)	1号	2号		3号			計
		教育ニーズの 強い子ども	その他	0歳	1歳	2歳	
量の見込み①	616	909		159	259	269	2,212
		311	598				
確保方策の内容②	946	736		159	259	287	2,387
		138	598				
特定教育・保育施設	773	138	598	141	228	256	2,134
地域型保育施設	0	0	0	16	29	28	73
企業主導型保育事業	0	0	0	2	2	3	7
幼稚園型一時預かり事業	173*	0	0	0	0	0	173
差し引き(②-①)	330	△173*	0	0	0	18	175

*2号の「教育ニーズの強い子ども」は、保護者に就労等の要件があり、教育ニーズのある子どもで、2号で確保できない分は、1号の「幼稚園型一時預かり事業」により確保する。



●地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

	事業名	量の見込み ・確保方策	単位	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
(1)	利用者支援事業 (こども家庭センター)	量の見込み	か所	1	2	4	4	6
		確保方策	か所	1	2	4	4	6
	利用者支援事業 (地域子育て相談機関)	量の見込み	か所	0	1	3	3	5
		確保方策	か所	0	1	3	3	5
(2)	延長保育事業	量の見込み	人	460	471	481	492	497
		確保方策	人	460	471	481	492	497
(3)	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ事業)	量の見込み	人	818	822	827	835	847
		確保方策	人	938	938	938	938	938
		学童クラブ	箇所	21	21	21	21	22
(4)	子育て短期支援事業 (子育て支援短期利用事業)	量の見込み	件	130	130	130	130	130
		確保方策	件	130	130	130	130	130
(5)	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	量の見込み	件/月	830	839	847	856	866
		確保方策	か所	6	6	6	6	6
(6)	一時預かり事業 <幼稚園型一時預かり 事業>	量の見込み	件	55,169	54,032	44,728	41,992	40,124
		確保方策	件	55,169	54,032	44,728	41,992	40,124
		預かりか所数	か所	10	11	11	11	11
	一時預かり事業 <一時的保育事業>	量の見込み	件/年	2,484	2,481	2,999	2,996	2,993
確保方策		件/年	2,484	2,481	2,999	2,996	2,993	
(7)	病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	量の見込み	件/年	76	75	75	75	74
		確保方策	件/年	40	39	75	75	74
(8)	ファミリー・サポート・セン ター事業(就学児の預かり)	量の見込み	件/年	616	607	599	591	583
		確保方策	件/年	616	607	599	591	583
(9)	妊婦健康診査	量の見込み	回	5,670	5,670	5,670	5,642	5,698
		確保方策 (実施体制)		実施場所：北海道が一括契約した医療機関及び助産所 実施体制：個別受診 実施時期：母子保健法に定める健診の受診時期 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
(10)	乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	回	413	413	413	411	415
		確保方策 (実施体制)	回	実施体制：保健師等による家庭訪問 実施機関：恵庭市子ども未来部えにわっこ応援センター(直営)				
(11)	養育支援訪問事業	量の見込み	回	87	87	87	87	87
		確保方策 (実施体制)	回	実施体制：保健師等による家庭訪問 実施機関：恵庭市子ども未来部えにわっこ応援センター(直営)				
(12)	子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	件	52	52	52	52	52
		確保方策	件	52	52	52	52	52
(13)	児童育成支援拠点事業	量の見込み	人	20	20	20	20	20
		確保方策	人	-	-	-	-	20
(14)	親子関係形成支援事業	量の見込み	人	10	10	10	10	10
		確保方策	人	-	-	-	-	10
(15)	妊婦等包括相談支援事業	量の見込み	回	1,215	1,215	1,215	1,209	1,221
		確保方策 (実施体制)	回	1,215	1,215	1,215	1,209	1,221
			実施体制：恵庭市子ども未来部えにわっこ応援センター(直営)					
(16)	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	量の見込み	人	22	22	23	22	22
		確保方策 (実施体制)	人	教育・保育施設等の3歳未満児の保育環境の整備状況を勘案し、 必要量を確保する。				
(17)	産後ケア事業	量の見込み	件	244	244	256	265	293
		確保方策	件	244	244	256	265	293

5. 計画の推進体制

● 子ども・子育て会議

① 会議の位置づけ

子ども・子育て支援法第77条第1項において、市町村の条例の定めるところにより合議制の機関を置くよう努めるものとされており、恵庭市においては平成25年6月に条例の一部改正を行い恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会にその位置づけを行いました。

② 会議の役割

子ども・子育て支援新制度に関わる各種事業等について意見を聴くとともに、事業計画を定め変更しようとするときにおいても意見を聴くこととなっています。また、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況の調査審議をすることとなります。

● 計画の実施状況の点検・評価

本計画は、恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会において、毎年度、計画の実施状況等について点検・評価し、次年度以降の取組に反映していきます。

また、計画の実施状況を点検・評価した結果については、市のホームページ等において公表します。

● 地域や関係機関等との連携

こどもの健やかな育ちを支援していくため、関連部署との更なる連携体制を整備し、総合的かつ効果的に事業を推進します。

さらに、市民や関係機関と連携し、地域全体で子育てを支援する環境を整備していきます。

こどもや子育て世帯の多様なニーズに対応するため、「つながり」・「かかわり」・「ひろがり」を重視し、多くの関係機関との連携を図ることにより、きめ細やかな支援が可能になるものと考えます。

● こども・若者の意見反映

こども大綱では、こども施策を推進するために必要な事項として「こども・若者の社会参画・意見反映」を据え、こども・若者ととともに社会をつくるという認識のもとで、意見表明の機会づくりや意見を持つための様々な支援を行い、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要があるとしています。

本計画の実施・評価に際して、こども・若者の意見を聴く様々な機会を設定し、反映させていく必要があると考えます。

